

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次に掲げる事項のうち、総務大臣が航空移動業務の無線局の免許申請書を受取り、その申請の審査をする際に審査する事項に該当しないものはどれか。電波法(第7条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の業務を遂行するに足りる財政的基礎があること。
- 2 工事設計が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合すること。
- 3 周波数の割当てが可能であること。
- 4 総務省令で定める無線局(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

A - 2 次の記述は、航空移動業務の無線局の落成後の検査について、電波法(第10条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第8条(予備免許)の無線局の予備免許を受けた者は、□Aは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件に係るものを含む。)及び員数並びに □B (以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

の検査は、 の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録点検事業者(注1)又は登録外国点検事業者(注2)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて の届出をした場合においては、 □C を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2(点検事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者をいう。

- | | A | B | C |
|---|-----------------|-----------|------|
| 1 | 工事が落成したとき | 時計及び書類 | その一部 |
| 2 | 工事が落成したとき | 無線設備の設置場所 | 当該検査 |
| 3 | 工事落成の期限の日になったとき | 無線設備の設置場所 | 当該検査 |
| 4 | 工事落成の期限の日になったとき | 時計及び書類 | その一部 |

A - 3 次の表の記述は、電波の型式の記号表示及びその内容を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、その記号と内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A3E	振幅変調で両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
2	A2D	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	P0N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
4	F3E	角度変調で位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)

A - 4 次の記述は、航空無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。)の範囲について、電波法施行令(第3条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

□Aに施設する無線設備並びに航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作(モールス符号による通信操作を除く。)

次に掲げる無線設備の□Bの技術操作

- (1) □Aに施設する無線設備
- (2) 航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力□C以下のもの
- (3) 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーで(2)に掲げるもの以外のもの

- | | A | B | C |
|---|----------------------|---------|--------|
| 1 | 航空機 | 外部の調整部分 | 250ワット |
| 2 | 航空機 | 調整部分 | 500ワット |
| 3 | 航空機及び自動車その他陸上を移動するもの | 外部の調整部分 | 250ワット |
| 4 | 航空機及び自動車その他陸上を移動するもの | 調整部分 | 500ワット |

A - 5 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法(第59条及び第109条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A行われる無線通信(電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。以下同じ。)を□Bしてはならない。

□Cがその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の周波数により	傍受	無線通信の業務に従事する者
2 特定の周波数により	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線局の免許人
3 特定の相手方に対して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線通信の業務に従事する者
4 特定の相手方に対して	傍受	無線局の免許人

A - 6 次の記述は、航空機局の運用について、電波法(第70条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局の運用は、その航空機の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信(遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。)を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、□Bことができる。

航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は□Cについて、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	使用電波の型式若しくは周波数
2 航行中及び航行の準備中	通信の停止を命ずる	使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力
3 航行中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力
4 航行中	通信の停止を命ずる	使用電波の型式若しくは周波数

A - 7 次の記述は、航空機局の通信連絡について、電波法(第70条の5)及び無線局運用規則(第149条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、責任航空局(当該航空機の□Aに関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。)又は交通情報航空局と連絡しなければならない。ただし、□Aに関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。

責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の□Bを経由して行うことができる。

交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

A	B
1 捜索救難	航空局
2 捜索救難	航空機局
3 航空交通管制	航空局
4 航空交通管制	航空機局

A - 8 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について、無線局運用規則(第9条の2及び第9条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務航空機局においては、□Aその無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

義務航空機局においては、□B使用するたびごとに1回以上、その送信装置の□C並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 その航空機の飛行前に	2,000時間	有効通達距離
2 その航空機の飛行前に	1,000時間	出力及び変調度
3 毎日1回以上	2,000時間	出力及び変調度
4 毎日1回以上	1,000時間	有効通達距離

A - 9 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の□Aに有害な混信を生じさせないように□Bしなければならない。

A	B
1 無線通信又は無線業務	留意
2 無線通信又は無線業務	設置し及び運用
3 国際通信	留意
4 国際通信	設置し及び運用

A - 10 航空移動業務における遭難通信及び緊急通信に関する次の記述のうち、電波法(第52条、第66条、第67条及び第70条の6)の規定に照らし、誤っているものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局等(注)は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われる無線通信をいう。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 航空局等(注)は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 5 航空局等(注)は、緊急信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間(総務省令で定める場合には、少なくとも3分間)継続してその緊急通信を受信しなければならない。

注 航空局等とは、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

A 11 次の記述は、航空移動業務における遭難通報のあて先について、無線局運用規則(第169条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報(海上移動業務の無線局にあてるものを除く。)は、□A、責任航空局又は交通情報航空局その他適当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、□Bことができる。

A	B
1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局	あて先を特定しない
2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局	捜索救難の機関にあてる
3 最も近くにある航空局	あて先を特定しない
4 最も近くにある航空局	捜索救難の機関にあてる

A - 12 次の記述は、航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局又は航空機局のとるべき措置について、無線局運用規則(第176条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局又は航空機局は、次の(1)から(3)まで(航空機局にあっては、(1))に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに□Aに緊急の事態の状況を通知すること。
- (2) 緊急の事態にある航空機を□Bに緊急の事態の状況を通知すること。
- (3) 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。

A	B
1 捜索救難の機関	所有する者
2 捜索救難の機関	運行する者
3 航空交通管制の機関	所有する者
4 航空交通管制の機関	運行する者

A - 13 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について、電波法（第71条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の□A□に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の□B□の指定を変更し、又は人工衛星局の□C□の変更を命ずることができる。

の規定により人工衛星局の□C□の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 運用	周波数若しくは空中線電力	通信の相手方若しくは通信事項
2 運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
3 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
4 目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	通信の相手方若しくは通信事項

A - 14 航空局の免許状の掲示に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局の免許状は、受信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。
- 2 航空局の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 航空局の免許状は、通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。
- 4 航空局の免許状は、送信装置のある場所の適宜の箇所に掲げておかなければならない。

B - 1 次の記述は、航空移動業務の無線局における目的外使用の禁止等について、電波法(第52条から第55条まで)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された□ア□の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
無線局を運用する場合には、□イ□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に記載された□ウ□であること。

(2) 通信を行うため□エ□であること。

無線局は、免許状に記載された□オ□内でなければ、運用してはならない。ただし、の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

1 無線設備の工事設計	2 ところによるもの	3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項
4 ものの範囲内	5 無線局の種類	6 運用許容時間
7 十分なもの	8 必要最小のもの	9 運用義務時間
		10 無線設備の設置場所

B - 2 航空移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第18条、第20条、第22条、第23条、第26条、第154条の2及び第154条の3)の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

イ 航空移動業務における呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下、(2) 自局の呼出名称 3回以下」、応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回、(2) 自局の呼出名称 1回」をそれぞれ順次送信して行う。

ウ 無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも1分間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

エ 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「だれがこちらを呼んでいますか」の略語を使用して直ちに応答しなければならない。

オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

B - 3 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信において連絡設定ができない場合の措置について、無線局運用規則(第156条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空無線電話通信網に属する責任航空局は、航空機局に対し、**ア**による呼出しを行っても応答がないときは、更に**イ**による呼出しを行うものとし、この呼出しに対してもなお応答がないときは、通信可能な範囲内にある**ウ**に対し、当該航空機局との間の通信の疎通に関し、協力を求めるものとする。

により協力を求められた無線局は、速やかに当該**エ**その他適当な措置をしなければならない。

の責任航空局は、航空機局との連絡設定ができないときは、航空交通管制の機関及び当該航空機を**オ**に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。通知した後に連絡設定ができた場合も、同様とする。

- | | | |
|----------------|---------------|------------------------|
| 1 運行する者 | 2 通常通信電波 | 3 当該通信網の搜索救難用周波数の電波 |
| 4 第1周波数の電波 | 5 すべての無線局 | 6 第2周波数の電波 |
| 7 航空機に関する情報の収集 | 8 航空機局に対する呼出し | 9 所有する者 10 他の航空局又は航空機局 |

B - 4 次の記述のうち、無線局運用規則(第174条)の規定に照らし、航空移動業務における遭難通信が終了したとき、遭難通信を宰領した航空局又は航空機局がとらなければならない措置に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知する。
- イ 直ちに遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知する。
- ウ 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知する。
- エ 直ちに航空交通管制の機関にその旨を通知する。
- オ 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知する。

B - 5 次の記述のうち、電波法(第79条)の規定に照らし、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 3箇月以内の期間を定めて、無線設備の操作の範囲を制限される。
- イ 3箇月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止される。
- ウ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限される。
- エ 無線従事者の免許が取り消される。
- オ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の免許の効力を停止される。

B - 6 航空移動業務の無線局の無線検査簿及び無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第39条及び第40条)の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- イ 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものとする。
- ウ 免許人は、使用を終わった無線検査簿は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- エ 航空機局の無線業務日誌には、遭難通信、緊急通信その他無線局の運用上重要な通信に関する事項以外の事項については記載を要しない。
- オ 無線業務日誌に記載する時刻は、航空機局(国際航空に従事しない航空機のものを除く。)については、協定世界時によるものとする。